

引っ越し

引っ越しの際は各種届け出を

転入・転出・転居・世帯変更届は期限内に

転入届

- ・住所を定めた日から14日以内の届け出
- ・前住所地の市区町村からの転出証明書が必要
- ・マイナンバーカード、住民基本台帳カードを利用して転出届をした方は、必ずカードを持参

転出届 転出先住所および転出予定日が決まったら、14日前から手続きできます。

転居届 住み始めた日から14日以内に届け出

世帯変更届 変更があった日から14日以内
※住所変更（転入・転居）の方はマイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方）に新住所を裏書きしますので持参してください。

※窓口では、本人確認の書類が必要になります。（顔写真付き免許証、または保険証や年金手帳など2点以上の証明）

繁忙期の窓口業務を1時間延長

期間 3月30日(木)～4月5日(水)
時間 18時15分まで
窓口 町民課 戸籍グループ（1番窓口）
取扱業務

- ・転入届、転出届、転居届、世帯変更届、世帯合併届、世帯分離届の受理
- ・印鑑登録の受け付け
- ・諸証明の交付（住民票、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書など）
- ・戸籍関係届書の受理（死亡届、出生届、婚姻届、離婚届など）
- ・マイナンバーカード交付、電子証明書更新

住民票・印鑑証明の事前予約制

平日に電話で交付の予約をすると、休日に日直室で受け取ることができます。

住民票 本人か同一世帯の方

印鑑証明 印鑑登録している本人のみ

問い合わせ先：町民課 戸籍グループ ☎82-2674

家賃サポート

移住定住促進家賃サポート補助金 新規受け付けの停止

町は、町外から町内民間賃貸住宅に転入した世帯に対し家賃の一部を補助していましたが、新年度は骨格予算（人件費など必要最小限の経費）となるため、令和5年4月1日以降の新規申請の受け付けを停止します。

※令和5年度の対応は、詳細が決定次第、町広報や町ホームページでお知らせします。

令和5年3月末までに転入した方で下記に該当する方は、すみやかに手続きをお願いします。

対象者 以下の①～③全てに該当する方

- ①町外から町内民間賃貸住宅に転入し、転入後2年以上町内に居住する意思を有している方
- ②「世帯主が40歳未満」もしくは「15歳以下の子と同居している世帯」に該当する世帯の世帯主
- ③町税等滞納者・反社会的団体の構成員・生活保護受給者・他の公的住宅扶助受給者が世帯主および同居人にいない方など

支援内容（月額家賃－住宅手当）×1/2×最長24カ月分

若年世帯：月額上限1万円

子育て世帯：月額上限1.5万円

※対象物件：公営住宅や、社宅、官舎、2親等以内の親族が所有する物件を除く町内の民間賃貸住宅



（町ホームページ）

問い合わせ先：政策推進課 地域戦略推進グループ ☎82-8213

ごみ・家電

ルールを守って排出を

粗大ごみの出し方

- ①回収を依頼
⇒ごみ処理券（1枚160円）を貼って白老清掃（☎82-2319）に申し込む。
- ②直接持ち込む
⇒環境衛生センターに直接持ち込み。（重さで料金を支払う）
※雨や雪が降っているときは、布団・ソファなどの布・革製のものは濡れないようにシートをかぶせたり、袋に入れてください。

ごみ出しに関するお知らせ

ビデオテープ、カセットテープはこれまで「10本以上で燃やせないごみ」としていましたが、すべて「燃やせないごみ」になりました。



家電4品目の出し方

エアコン、テレビ（パソコンモニター含む）、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・乾燥機は、家電リサイクル法により町で処理できないことから回収していません。

- ①回収を依頼
⇒家電取扱店か白老清掃に問い合わせしてください。別途リサイクル手数料と運搬料金がかかります。
- ②直接持ち込む
⇒郵便局でリサイクル手数料を支払い、指定引取場所（町外）へ搬入する。
※取扱店、指定引取場所などはごみ分別事典を確認してください。

問い合わせ先：生活環境課 環境グループ ☎82-2265